

補助事業の実施スケジュールに関するお知らせ

当補助金では、以下の実施フローに基づき、事業を完了する必要があります。

補助事業実施フロー

【補助対象となる期間】

- ・令和7年10月1日から令和8年9月30日までに実施する事業
- ・発注・契約、納品・検収、請求、支払のすべてが完了したもの



【例】

- ・事業計画書（別紙1）の補助事業実施スケジュールに、令和8年4月1日～令和8年7月31日と記載した場合

☞ 令和8年7月31日までに、発注・契約、納品・検収、請求、支払のすべてを完了させ、令和8年8月30日までに実績報告書を提出

申請者の責任によらない理由により期間内の完了が見込めない場合

（例）中東情勢の影響により、発注した製品の納期が遅れる
その他天災 など

- ・まずは、期間内に間に合うよう代替品等のご検討をお願いいたします。
- ・代替品等の対応が難しい場合は、事業計画書（別紙1）で記載した補助事業実施スケジュールの完了日までに、「遅延等報告書(様式9)」及び「理由が分かる書面」（例：発注先が作成した遅延理由書等）を提出することで、令和8年12月23日（水）まで、補助事業実施（実績報告書提出）の延長が認められる場合がありますので、下記事務局までご相談ください。

《未来投資応援補助金事務局》

電話：087-802-1901

受付時間：9時～17時半（土日祝日除く。）